破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２８年（フ）第５８４号
福岡市西区下山門３丁目８番10―302号
破産者　中本　弘美
平成29年４月12日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第７８号
茨城県結城市新福寺２丁目18番地11
破産者　有限会社わいず
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９９号
千葉県君津市南子安９－９－３－106、住民票上の住所千葉県南房総市千倉町南朝夷59番地
破産者　山口　智子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３４９号
札幌市西区西町南15丁目２番13号
破産者　株式会社魚旬高橋物産
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
千葉県いすみ市長志1072番地２
破産者　渡邉　　勇
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第８５５号
東京都武蔵村山市榎１丁目３番地２
破産者　株式会社小島八十二商店
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８３号
東京都目黒区青葉台１―30―11　７階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区大口通121番地13
破産者　岩佐貿易株式会社
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８４号
神奈川県横浜市神奈川区大口通121―13
破産者　岩佐　敏行
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７号
名古屋市中区千代田２丁目14番18号
破産者　東海部品有限会社
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５０号
大阪市中央区南船場３丁目８番15号、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市大字市場304番地の３
破産者　旭繊維株式会社
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８号
（最後の住所）兵庫県西脇市西脇985番地の６
破産者　被相続人亡池添吉則相続財産
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
秋田県北秋田市八幡岱新田字上新田118番地
破産者　株式会社伊勢組
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２９号
千葉県匝瑳市八日市場イ2853番地
破産者　株式会社萬清商店
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
千葉県匝瑳市八日市場イ2853番地
破産者　勝股　眞功
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９８１号
北海道千歳市富士３丁目４番16号　シャトー富士201号、開始決定時の住所北海道千歳市幸福４丁目５番６号
破産者　佐藤　将人
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６６号
札幌市豊平区福住２条４丁目７番17―210号
破産者　山本　良子
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田200番地４
破産者　蛭田　　誠
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３４４号
名古屋市西区菊井１丁目33番４号
破産者　二俣　勝江
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部